平成 29 年 4 月 15 日発行第 484 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

4
2017

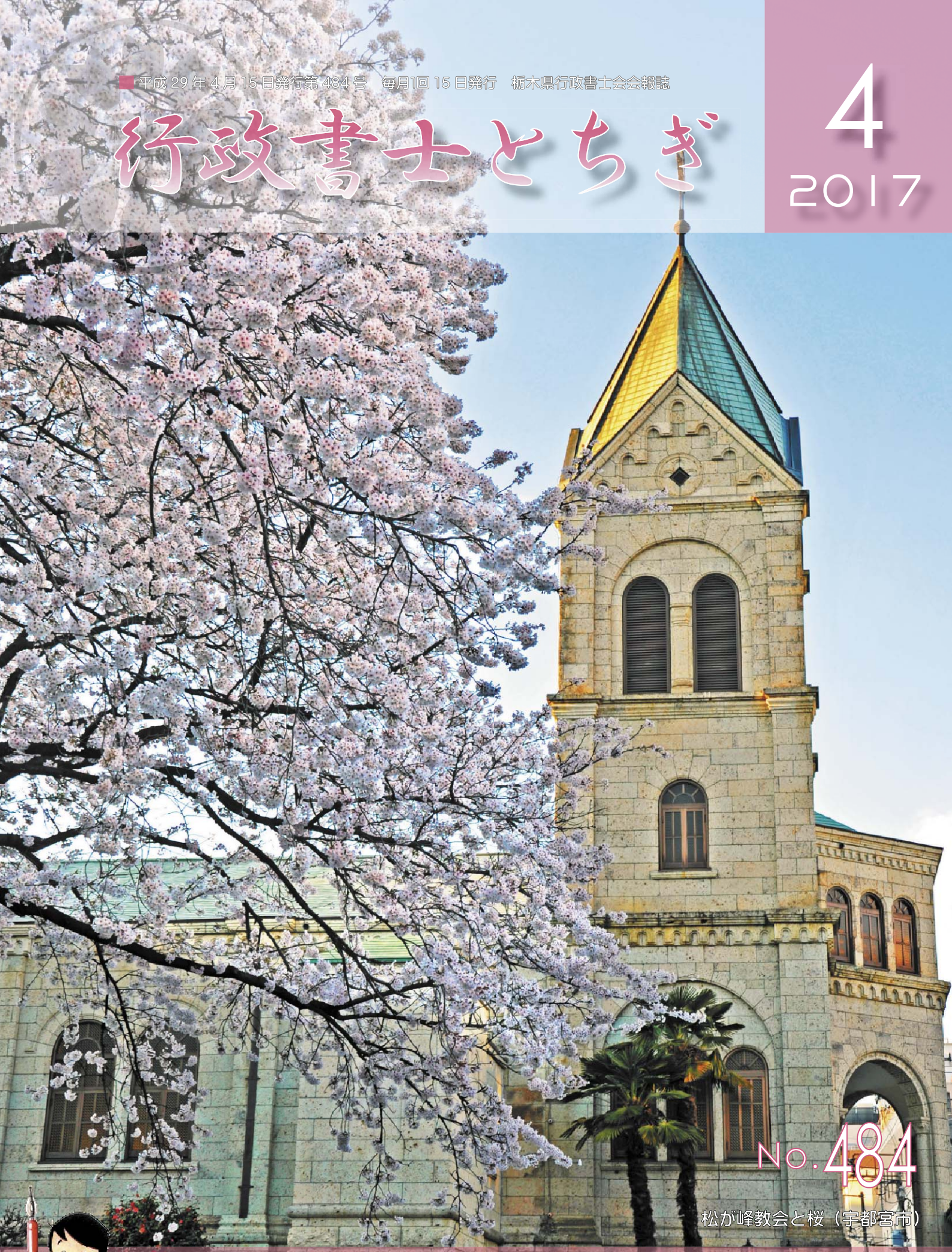

No.484

松が峰教会と桜（宇都宮市）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ

2017年
4月号
No. 484

CONTENTS

1 目次、今月の表紙の一言
2 倫理研修会開催、事前登録相談会の開催
3 貨物自動車運送事業研修会　第１２回開催
知的資産経営の実践を支える行政書士業務
4 貨物自動車運送事業研修会　第１３回開催
国籍法・法の適用に関する通則法研修会開催
5 相続実務研修会「分割協議書作成と相続預金の解約手続きについて」開催
6 相続業務 資料（金融機関における預金払戻し）
１０ 外国人関係相談機関連絡会議の開催、業務関連部の新体制について
１１ おじゃましま～す！
１２ 支局かわら版（那須）
１３ 支局情報（那須、小山）
１４ 木もれび
１５ 道楽オヤジ倶楽部
１６ 栃木県行政書士会カレンダー（５月）、日行連だより
１７ 業務連絡
２０ 政連だより
２１ コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会開催のお知らせ
２２ 第２８回全国女性行政書士会交流会案内
２３ 財務経理部からのお知らせ、定期総会／定期大会開催のお知らせ
２４ 会員の動き、申請取次行政書士の動向

今月の表紙の一言

松が峰教会と桜

撮影地：宇都宮市　撮影者：大鹿幸雄（宇都宮支部）

松が峰教会は、平成１０年の１２月１１日に、国登録有形文化財に登録されました。この建物は、本格的なロマネスク様式に基づいた教会堂で、現在わが国に残る最大の大谷石建造物です。

倫理研修会　開催

３月７日（火）栃木県行政書士会館において、平成２８年度２回目となる総務部主催の倫理研修会を開催しました。

この倫理研修会は「栃木県行政書士会倫理研修規則」に基づいて毎年度開催しており、本会会員は“５年毎に研修を受講するよう努めなければならない”と規定されています。平成２４年度から運用を開始しましたので２８年度が５年目となります。本来ならば、２８年度終了時には全会員が１度は受講をしていることになりますが、５年間で２９１名の受講に留まる結果となったことは大変残念に思います。

平成２８年度は、総務部が会員に対し指導を行なった苦情が１１件あり、そのうち２件は綱紀委員会に諮問する前に自主的に退会届出が提出され行政書士の登録が抹消されました。また、１件は綱紀委員会に諮問をして訓告処分となります。

会員に対する苦情は、４年前と比べて増えている様に思われます。今後、苦情に対する措置として綱紀委員会に諮問する場合の処分内容に、規則に従い倫理研修に参加していたかどうかを考慮することを含めて検討していきたいと考えています。

この研修への参加は、努力義務となっており罰則規定はございませんが、他県の行政書士会においてはこの倫理研修を受講しないと職務上請求書が購入できない単位会が数多く存在します。

栃木会においては、会員の権利と自主性を尊重し努力義務としていることをご理解していただき、積極的に参加していただけますようお願い申し上げます。　（総務部　金敷　裕）

事前登録相談会の開催

３月８日（水）午前１１時から、栃木県行政書士会館において、総務部主催の登録事前相談会が開催された。これはこれから栃木県行政書士会に登録をしようと考えている方々を対象にした相談会で、現役の行政書士が登録に関する質問や疑問に答えて、これから登録を考えている方々の不安を解消する目的で行われるものである。

この日の参加者は１３名で、総務部からは岡井副部長、市川専門員と私が出席をした。

まず、岡井副部長は、参加者が一番に不安に感じているであろう、「開業後にどのようにして仕事を受任することができるようになったのか」、「生活を維持できる程度の収入を得られるようになるまでには、開業をしてからどれくらいの時間を要したか」について、ご自分の経験談をまじえながら丁寧に説明された。

参加者からの質問の中に、「行政書士の業務において、嬉しかったことと辛かったことを教えて下さい」というものがあった。私はその質問に答えようと、嬉しかった業務と辛かった業務が何であったかを探し当てようと、思いをめぐらせた。そのときに、そういえば忙しい日々の中で、業務に対する自分自身の感情についてじっくり考えることをしてこなかったことに気付かされた。特に「嬉しかった業務」に関して思い出したときには、「こういうことをしたくて行政書士になったのだ」という思いがよみがえり、初心に帰った気がした。

最後に、こういった現役の行政書士の経験談によって、参加者が、「自分も行政書士になって活躍したい」と思ってくれれば幸いである。そうして新たに入会した会員がすばらしい活動をすることによって、本会がより一層飛躍できることを願う。

（総務部　オブライエン奈美）

貨物自動車運送事業研修会　第１２回開催

３月４日（土）午後２時より、業務第１グループ（現運輸交通風営部）主催による貨物自動車運送事業研修会の第１２回目が栃木県行政書士会館において開催されました。

今回の研修会は、埼玉会において「運輸交通部」で副部長を務める渋井冨男先生を講師にお招きしての開催でした。

今回は「自動車の登録、自動車保険、税等に関する知識を身につける」のテーマで研修を行いました。

この中で特に「自動車の登録」について事細かに講義され、自動車の移転登録及び変更登録に必要な書類、譲渡証明書・委任状・ＯＣＲシート等の記載要領について実際の書類を用いての講義には理解しやすく参加者には好評でした。更に登録関係業務の習熟度チェックでは事例に基づいて実際に関係書類を作成してみて、自動車登録業務の流れが理解できまた、関係書類の作成にも自信がつき業務の遂行に積極的に取り組んでいけると確信した次第です。

また、登録・検査に関する業界用語の解説がありましたが、用語の意味が分からずお客さんと仕事の話をしていては会話がちぐはぐにになり、お客さんの信頼を損なう恐れがあることから、用語の意味を正しく理解しておくことが必要であることを痛感しました。

税のことに関しては、自動車に係わる税金だけではなく、雇用保険・労災保険・社会保険等まで詳しく解説され今後貨物自動車運送事業許可申請業務に当然必要になることは明白であり、業務をこなしていくうえで幅広い知識が必要欠くべからざるものであることを改めて確認できた研修会でした。　　（運輸交通風営部　相山有美）

知的資産経営の実践を支える行政書士業務

２月２８日（火）、東京都行政書士会主催の中小企業支援フォーラムが東京都霞が関のイイノホールで開催された。

知的資産経営の研修は本会の業務部第３グループ（現中小企業支援部）でも開催してきたが、今回は他県の研修会なので、どのようなものであるか参考までに参加した。

講義の内容については本会の研修とは大差ないので省略する。しかし、講義の資料については本会のものより解かりやすい構成なので、これまで知的資産の研修に参加された会員は一読された方が良い。漠然とした知識から、より実践に使える知識に変わると思われる。

さて、今回のフォーラムで気が付いた点だけ列挙しよう。

① 知的資産といえば知的資産経営報告書だが、これ単体で依頼されることはさすがに東京会の会員でも無いようである。

② 知的資産経営報告書を作成するプロセスは、各種許認可申請書を作成するプロセスに酷似している。申請者と打合せし、事業計画、申請適格や財務状況など申請に必要な要素を洗い出すからである。申請者から聞き取りをして申請書を作成されている会員ならイメージしやすいと思う。

③ ②のプロセスを踏めば、当初は実現不可能だった事業が実現可能な状態にまで改善できる。我々がサポートすることで事業が現実のもとなり、申請に至るわけである。但し、１、２カ月程度で改善するケースは少ないので本題の申請業務の報酬をもらうまで長いこと我慢することになる。申請書は真正である必要があるので仕上げるのに時間を要するのは当たり前だと思うが。

④ 知的資産経営の第一線で活躍する会員は自ら自分の事務所の知的資産経営報告書を作っている。

講義の資料は事務局に備え付けてあるので、ご利用いただきたい。

（前業務第３グループ　綾部一成）

貨物自動車運送事業研修会　第１３回開催

３月１８日（土）１４時より栃木県行政書士会館において、講師に千葉県行政書士会副会長の髙山正孝氏を迎え、業務部第１グループ（現運輸交通風営部）主催の『貨物自動車運送事業研修会（第１３回）』が開催されました。

今回の研修は「事業改善の支援手法を身につける」と題して、行政書士のメイン業務である「手続き」とは違った「コンサルティング」の部分を学びました。

事業者の監査には、巡回指導や、重大事故を契機としたもの等があり、そうした時に行政書士にその対応の依頼が来ることがあります。

その監査で、事業者のところに適正化実施機関が来るとなれば、まずは保存期間が定められている書類が保存されているか、内容が適正であるかを最初に確認する必要があります。

今回はそういう依頼に備えて、これまでの研修のおさらいをしながら、備え付けられているべき帳票等や、各種法定の届出等をその基準や期限の確認をしました。

その中には、どうしても他士業の協力が必要なものがあります。行政書士が正しい知識を持ち、主導的立場となって、事業者のみならず、他士業をも指導する必要があることを痛感しました。

私は、そういうのが苦手なので、それを克服するためにも、今一度すべての資料に目を通し、自分の血肉にし、他士業を圧倒する知識を持つ必要があるなと思いました。

最後に、事業者がある違反を問われたと想定し、それをどのように解決するかという宿題が出されました。

模範的な解答ができるかどうかはさておき、その解決に向けてどのようなアドバイスができるか私も考えますが、参加者の皆さんの回答が楽しみです。

（運輸交通風営部　柳　知明）

国籍法・法の適用に関する通則法研修会開催

３月３日（金）、栃木県行政書士会館において、業務部第４Ｇ（現国際部）主催、国籍法・法の適用に関する通則法（以下、通則法という。）研修会が行われた。講師は深見史第４ＧＬが担当し、１８名の会員が出席しての内容の濃い研修会であった。

研修では一つの事例（課題）を基に、国際私法の基本事項、国籍法及び通則法の概観等、法の入口部分の解説に始まり、その実際の適用、運用方法に至るまでの実務的な手順等の解説まで、非常に分かりやすい内容であった。国際業務において、この国籍法及び通則法の絡んだ相談や実際の手続依頼の機会は決して少なくない。また、入管業務においても、この両法律及びその関連法の理解は必要不可欠であり、入管法令のみならず、国際私法関係法令の習得も必須事項である。

国籍法、通則法については、条文数も少なく、法律の構成としてはいたってシンプルな法律ではあるが、両法とも明治時代からある法律であり、数次の改正、旧法適用者及び新法適用者の混在など現行法に留まらず、その法律の施行当時の国際・社会状況、そしてその法理念の深い習得も併せて研鑽しなければならない事を改めて実感した研修会であった。

（国際部　永島正志）

相続実務研修会「分割協議書作成と相続預金の解約手続きについて」開催

３月１４日（火）教育会館小ホールにおいて、１０３名の会員の参加のもと標記の研修会が開催されました。

この研修会は、かねてから懸案とされていた“行政書士が代理人となって行う場合の銀行預金の解約手続き”について銀行と協議した事の周知がひとつの目的となっており、二部構成で実施し、一部は「相続の基礎知識と遺産分割協議書の作り方（講師　桐生雅弘会員）」、二部は「銀行における預金解約等の手続き（講師　手塚理恵会員）」の内容でした。

第一部においては、スライドを用い、相続の開始時期、死亡の取扱い、相続人の範囲と順位、相続放棄等々、民法の規定に沿って事例をあげながらわかりやすく解説されていました。また、相続人の確定のため必須となる戸籍調査と戸籍の見方等、さらには重要な部分の一つである法定相続分はどうなのか？　どのようなものが相続財産にとなるのか？　債務があるときのその相続は？　保証債務の相続は？　等々についてもテキストに沿って詳細に解説されていました。

また、今回の研修のポイントでもある『遺産分割協議書の作成』について、その意義・遺産分割の態様・協議書作成についての注意点等の詳解もありました。

遺言についても、分割方法の指定、遺言の種類、そしてそれぞれの長所と短所などに触れて説明がありました。

被相続人の貴重な財産をどのように承継させていったらより円満に相続が進むのか？　そういった意味で我々行政書士は、その財産の扱い、相続人の確定、分割の方法等において、特別な注意をもって仕事に当たっていくことの大切さを再認識させられました。

第二部においては、これまで我々行政書士が相続人から依頼を受けても、代理人として認めてもらえず、相続人が銀行へ出向いて銀行預金の解約やその預金の各相続人への分配をする部分があったことを、本会が“どう進めれば我々行政書士が代理人となってその手続きを行うことが出来るのか？”の協議を足利銀行及び栃木銀行と進めたことの結果が示されました。講師である手塚会員からその経緯と、その手続依頼書等の書き方、具体的な必要書類等の詳細な説明がありました。

さらに、銀行との協議を進めた金敷総務部長からも補足的な説明がなされ、各会員からの質問等に対してもわかりやすく回答し、行政書士としてのその職責的な立場を踏まえて進めるようにとの指導もありました。

手続きの方法についてはそれぞれの銀行において多少異なる部分はありますが、基本的には我々行政書士が相続人から依頼を受けた場合、遺産分割協議書があることを前提とし、代理人として委任を受ければ、その預金の解約及び各相続人への分配が出来る事になりました。ただし研修会で説明した方法によって業務を行ってくださいということでした。

※特に注意していただきたい点について、研修会での説明を列記します。

①この手続きについては、「行政書士法１条の２」に規定されている「権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。」の規定に係る書類作成の付随業務と解すること。

②遺産分割協議書があることが前提で、行政書士が委任された場合の手続きであること。

③現段階で協議を終えているのは、足利銀行と栃木銀行の２行のみであること。さらに、預金のみ（普通預金及び定期預金・外貨建て普通預金及び定期預金）であり、投資信託や積立ファンドなどにおいては対象外

となること。また、貸金庫についても対象外となること。

④協議が整ってからまだ日が浅いため、各支店においてそれらの事が把握されていないこともあるので、窓口において“行政書士では手続き出来ません”など言われたら、足銀の場合は本店事務企画部、栃銀の場合は事務システム部との話し合いの結果なので確認してくださいと丁寧に伝えて、対応をお願いすること。

なお、研修会のポイントと「遺産分割協議書の例」「委任状の例」を掲載しますので、参考としてください。

我々行政書士が代理人として申請できる事案を一つでも多く獲得できるようになれることは大変喜ばしい事であると同時に、行政書士としての業務に対する知識はもちろんの事、倫理観及び人格を高める必要性を改めて感じた研修会でありました。　（市民法務部　中三川浩志）

研修のポイントとその事例

遺産分割協議書の作成に伴い、行政書士が代理人となって、足利銀行及び栃木銀行の相続預金払戻請求を行うことについて、平成２９年３月１４日に開催した研修のポイントとその事例を掲載します。

必ずしも、以下の例と同じに作成する必要はありませんが、足利銀行と栃木銀行に関しては、以下の事例を提供して銀行との協議が整っておりますので、事例に沿って遺産分割協議書及び委任状を作成していただければ、行政書士が代理人として相続預金をスムーズに払い戻すことができます。

相続による不動産登記等に係る遺産分割協議書作成の例ではありませんので、預貯金がない場合は、この例に従う必要はありません。

１．足利銀行、栃木銀行共通のポイント

①遺産分割協議書及び相続預金払戻に関する委任状の氏名は、必ず相続人に自筆署名してもらう。

②行政書士が代理人となる場合は、栃木県行政書士会が発行する職印証明書の原本を添付する。

③相続預金払戻請求時には、相続証明書（遺産分割協議書及び印鑑証明書、戸籍謄抄本等の書類）原本を提示する。

※銀行で原本を確認して必要な部分の写しをとります。）

④遺産分割協議書は、１枚の用紙で作成する。

複数枚になる場合は、遺産分割協議書が一連の文書であることを証明するために、文書の継ぎ目にかけて相続人全員の契印が必要になります。

同じ内容の遺産分割協議書に、相続人がそれぞれ一人ずつ署名捺印をした遺産分割協議書（１枚の遺産分割協議書に一人の相続人が署名捺印したものを相続人全員分集めたもの）は原則不可（不動産の登記等では大丈夫です。）

２．遺産分割協議書に添付されている印鑑証明書の日付について（原則）

①足利銀行の預金払戻請求は、払い戻し請求の日から３ヶ月以内

②栃木銀行の預金払戻請求は、遺産分割協議書の日付から６ヶ月以内

３．代理人が行う相続預金の払い戻し先について

①足利銀行の払い戻し先は、行政書士の預金口座のみ

②栃木銀行の払い戻し先は、遺産分割協議書に基づく相続人の預金口座又は行政書士預金口座

※トラブル回避のためにも、行政書士の口座に払い戻しする場合は、預かり金の専用口座又は通常出入りの少ない口座を利用してください。

４．その他、これらの例によらない場合は、銀行窓口と相談の上、真摯に対応をお願いいたします。

実印　　実印　　実印

足利銀行、栃木銀行との協議により、雛形として提示した遺産分割協議書の一例です。

遺　産　分　割　協　議　書

平成○年○月○日、栃木県○○市・・・番地　○○○○の死亡により開始した相続に関して、共同相続人である、●●●●、□□□□、■■■■は、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議が成立した。

1．・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2．・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3．・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4．本協議書に記載のない遺産および後日発見された遺産の一切は、相続人●●●●が取得する。

上記のとおり遺産分割の協議が成立した証として本書を作成し、共同相続人全員が次に署名捺印する。

平成　　年　　月　　日

栃木県○○市・・・番地

●　●　　●　●　　（署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）　実印

栃木県○○市・・・番地

□　□　　□　□　　（署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）　実印

栃木県○○市・・・番地

■　■　　■　■　　（署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）　実印

相続人の名前は、必ず自署してください。

【遺産分割協議書の例（相続預金に係る部分）】

例１）相続人の１人が遺産の全部を取得するケース

１、相続人●●●●は、被相続人○○○○の遺産をすべて取得する。

例２）相続人がそれぞれ遺産を取得するケース

１、相続人●●●●は次の遺産を取得する。
　なお、利息他受け取るべき金銭の全てを含む。
（１）金融機関　株式会社○○銀行○○○支店
　　種　　類　普通預金
　　口座番号　○○○○○
　　残　　高　○○○○円（相続開始日）

２、相続人□□□□は次の遺産を取得する。
　なお、利息他受け取るべき金銭の全てを含む。
（１）金融機関　株式会社○○銀行○○○支店
　　種　　類　定期預金
　　口座番号　○○○○○
　　残　　高　○○○○円（相続開始日）

例３）代償分割をするケース

１、相続人●●●●は次の遺産を取得する。
　なお、利息他受け取るべき金銭の全てを含む。
（１）金融機関　株式会社○○銀行○○○支店
　　種　　類　普通預金
　　口座番号　○○○○○
　　残　　高　○○○○円（相続開始日）

２、上記の遺産分割について各相続人の相続分を調整するため、相続人●●●●は相続人□□□□に対し、金○○○万円を、平成○○年○○月○○日までに、相続人□□□□が指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

相続預金の払い戻し請求について、行政書士が委任を受けた場合の委任状の一例です。

委　任　状

事 務 所
所 在 地　　栃木県○○市○○・・・・・・
氏　　名　　行政書士　△△　△△
登録番号　　第○○○○○○○○○号
連 絡 先　　TEL ○○○-○○○-○○○○　FAX ○○○-○○○-○○○○

私は、上記の行政書士を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

委　任　事　項

1．被相続人○○○○の死亡により開始した相続に関する遺産分割協議に基づき、被相続人の○○銀行との取引における相続手続について、金銭債権払戻請求書等の作成、一切の預貯金等の名義変更、払戻し、解約及び当該預貯金等の元利金等の受領に関する一切の権限及び行為。

2．復代理人の選任及び解任に関する件

3．上記に付帯する一切の事項

平成○○年○○月○○日

委任者　住　所　栃木県○○市○○・・・・・・
　　氏　名　相続人　●●　●●　　実印

　　住　所　栃木県○○市○○・・・・・・
　　氏　名　相続人　□□　□□　　実印

委任者は、遺産分割協議により相続預金を相続した相続人となります。
委任者の氏名は、必ず自署してもらってください。

外国人関係相談機関連絡会議の開催

３月３日午前１０時から、栃木県国際交流協会（ＴＩＡ）にて、平成２８年度外国人関係相談機関連絡会議が開催され、県の関係機関、県内の国際交流協会など関係機関が参加した。当会からは業務部第４グループ（現国際部）の４名が出席した。

前半は、ＴＩＡ相談員の方から「外国人住民からの相談傾向と支援」と題する講演があった。後半は、各団体から提出された相談事例の検討をした。相談内容は、渉外離婚・親権の相談、医療（妊娠）に関する相談、雇用問題に関する相談、在留関係の相談であった。このうち、在留関係の相談は、当会からの提出であり、内容はいわゆる「連れ親」の在留審査に関する相談事例の検討だった。例年どおり、在留関係の相談には関心が高く、各出席者の注目を浴びた。外国人関係の相談には、行政書士が欠かせないことが周知・定着してきていることを実感した。

（国際部　島田雍士）

業務関連部の新体制について

平成２８年１２月の理事会にて、栃木県行政書士会施行規則の改正が可決承認され、本年４月１日より、業務関連の部は下記の体制となりました。

○土地利用開発部

（土地利用関係業務）

副会長　佐藤栄一
部　長　秋葉憲司
副部長　福田勝守
担当理事　河田　力（兼務）

○運輸交通風営部

（運輸交通関係・警察関係業務）

副会長　鈴木康夫
部　長　福澤一夫
副部長　柳　知明
担当理事　相山有美
専門員　石井治夫

○国際部

（国際関係業務）

副会長　鈴木康夫
部　長　深見　史
副部長　豊田近弘
担当理事　安野光宣（兼務）
専門員　風間　洋
専門員　島田雍士
専門員　永島正志

○中小企業支援部

（中小企業支援関係・法人設立等関係業務）

副会長　毛塚勝行
部　長　松本伸一
副部長　久我臣仁
担当理事　江藤正巳

○建設環境部

（建設業関係、環境関係並びに官公署に提出する書類の作成等の業務のうち土地利用開発部、運輸交通風営部、国際部、中小企業支援部以外の業務）

副会長　鈴木康夫
部　長　長竹基行
副部長　安野光宣（兼務）
担当理事　河田　力（兼務）

○市民法務部

（権利義務又は事実証明に関する書類の作成等の業務）

副会長　毛塚勝行
部　長　手塚理恵
副部長　中三川浩志
担当理事　大橋勝典

今月は栃木支部の大塚文子会員の事務所へおじゃまします。

氏　名　大塚文子（おおつか　ふみこ）
事務所　下都賀郡壬生町大字壬生丁１２１－３
　　行政書士大塚法務事務所
入会日　平成２７年１０月１５日

綾部　行政書士になったきっかけは？
大塚　まぐれで・・・(笑)。
綾部　またまたぁ（笑)。

綾部　今力を入れている業務は何ですか。得意業務もしくは最も受任する業務は何ですか。
大塚　特にこれということはないです。相談された案件に関しては、とりあえず引き受けています。
　あっ、これは支部長の最初の教えです(笑)。始まる前は、建設業や不動産業の経験を活かし許可申請をと思っていましたが、現実は最初の依頼は法人設立でしたし、その後も補助金の申請や消防計画等未知の世界でした。
　でも、ひとつひとつ依頼をこなしていく中で自然と未来が見えてくるものなのかもと思い始めてからは、方向性は必要ですが、重要ではないと実感しています。柔軟に対応させていただきます。それでも、専門性をもって仕事をされている方は、やはり羨ましいです。
綾部　でも前職である程度事務に関わってきたことも専門性の一要素ですから、必ず主力になってくるでしょう。

綾部　流儀・モットー等、仕事をするうえで心がけていること、または譲れないことは何ですか。
大塚　つもりをなくすことです。伝えたつもり、やっているつもり、できているつもりなど、無意識に仕事をするのではなく、意識して仕事をすることです。ありませんか？伝えたのに伝わっていないこと。これが「つもり」です。無意識だからです。きちんと伝わったかなと意識して相手と接していれば伝えたつもりではなく伝わったと確信が持てます。また、意識すれば伝え方、言葉の選び方も変わってきます。というのは簡単ですが、結構難しいです。ちょいちょい無意識が顔をだします。
　だから、「意識し　自覚することで　責任が生まれる」と時々口にします。
　これは、尊敬する方からの教えです。これから士業に励んでいくうえで、このことを大切にしようと決めました。ひとりで仕事をするからこそ、守るべきルールにしています。
綾部　プロフェッショナルですね。責任取る覚悟がないヤツは出世しないですからね。

綾部　お忙しいですか。お休みは取れていますか、お休みの日は何をされていますか。
大塚　１０年ぶりにソフトテニスを始めました。そこでクラブの団体戦に出場することになり、前日は緊張で眠れないだろうなと思っていましたが、気付けば朝でした。緊張とは無縁なのかとも思いましたが、その夜、うなされました。夢の中でサイドを抜かれて思わず、実際に手が出て目が覚めました。あれです。夢で足を踏み外す感覚。まさにあれです。やっぱり、緊張していたのかもしれませんね。

綾部　支部の行事には参加されていますか。諸先生方とお話しできましたか。
大塚　欠かすことなく参加しています。自分が入会する前は、女性会員が参加されないとのことでしたが、現在では毎回数名の女性会員が参加する支部になりました。諸先生方との会話は楽しいですし、芸達者の先生がたくさんいらっしゃいます。
　松本支部長のダジャレはヤバイです。(笑)
綾部　時々高度過ぎるダジャレをぶっこんで来るので気が付かないときがあります。
大塚　また、小山支部の新年会にも参加させていただきました。栃木支部だけとは違った雰囲気のなかで楽しく過ごさせていただきました。また、参加したいです。

　大塚先生、ようこそ栃木支部へ。大塚先生のご活躍が期待されます。あれ？次期支局長？
（支局長　綾部一成）

道の駅　東山道伊王野

那須支部

道の駅「東山道伊王野」は那須町の東部に位置し、国道２９４号線沿いにあります。この地域は豊かな自然と多くの史跡、文化財が残る、日本の原風景のような地域です。この道の駅の目玉はなんといっても蕎麦です。

「東山道伊王野」といえば水車が目印です。写真をご覧頂ければその巨大さが分かりますね。現在稼動する水車では、日本有数の大きさでその直径は、大きい水車が１２ｍ、小さい水車は５．６ｍになります。巨大な水車が繋がる先は、やはり巨大な石臼です。こちらも日本有数の大きさで直径２ｍになります。

この石臼では道の駅で栽培しているそばの実を実際に挽いています。丁寧にこだわって挽いた蕎麦粉は、修業を積んだそば職人の手によって美味しいお蕎麦になります。

お食事処「水車館」では、大きな２連水車と巨大石臼で挽いた、地元のそばの実で「挽きたて」「打ちたて」「茹でたて」のお蕎麦を味わうことができます。この蕎麦を目当てに県内外から多くの方が足を運んでいます。

また蕎麦打ち体験（有料・要予約）もあり、そば打ち名人を先生に迎え、ひとつひとつ丁寧に指導していただけます。そして自分で打った蕎麦をお食事処「水車館」で調理し、頂くこともできます。

「東山道伊王野」では年間を通してイベントが多くあり、２月の中旬までは寒晒しそば祭りが行われていました。寒晒しそばとは、秋に収穫した新そばを、水温が低くなる厳冬期（寒中・大寒から立春まで）に沢水等に１０日間ほど浸し、その後寒風と真冬の紫外線に晒して乾燥させたそばのことをいい、そばの実のえぐみ、雑味が抜け、甘みが際立つ至高の蕎麦と言えます。厳寒の冬の寒さの恵みを巧みに利用して、アク抜き、虫や、かぶれからそばを守り保存する昔ながらの先人の知恵。手間暇かけて付加価値を加え作ることから、かつて将軍家への献上品とされていました。

この他にも１月/新春初売り、２月/寒晒しそばまつり、５月/５月まつり、７月/野菜まつり、９月/大鍋芋煮と新米まつり、１１月/秋の収穫大感謝祭、１２月/新そばまつりなど一年を通して催しが尽きない道の駅です。

お蕎麦の他にも人気のあるものとして、ソフトクリームがあります。でもやっぱり蕎麦味なのです。その名も名物そばソフト。香りはしっかり蕎麦ですが、意外なことに美味しいです。

お近くまでお越しの際はぜひ立ち寄ってみてください。

（支局長　熊田慎一）

【那　須】

那須支部研修会

３月２９日（水）那須塩原市のいきいきふれあいセンターにて、第２回那須支部研修会を行いました。参加会員は１２名でした。研修の内容は農地転用許可の実務について、講師は薄葉士郎会員が担当してくださいました。

研修は基礎的な部分を一つひとつ丁寧に説明してくださり、とても聞きやすく、わかりやすいものでした。今回の研修で一番に印象に残ったものは、許可をする側はどのように見ているのか？というものでした。申請する立場でしか考えたことのない許認可申請を、許可をする立場で考えてみることは新しい視点となりました。

今回の研修内容は那須支部の新入会員向けにと地域の特性を考慮し、実務として携わる可能性の高い農地転用を選定されています。支部として新入会員へのフォローをして頂けることが、新入会員（私自身も含め）にとって大変有難いことだと思います。

（支局長　熊田慎一）

無料相談会の実施

３月２５日（土）午前１０時～午後３時まで、大田原市にある大田原西地区公民館にて、第５回無料相談会を行いました。参加会員は９名、相談件数は４件でした。相談内容は、相続・遺言に関連するものが２件、土地利用が１件、自動車の登録が１件でした。

今回の相談のなかで注目したものは遺言の相談でした。以前から生前の相続対策の相談が増えてきていますが、より具体的な内容を聞きに来られた印象でした。市民の関心が生前対策に向けられてきているように感じられ、行政書士の業務として予防法務的な職域の将来性を感じられる相談会となりました。

（支局長　熊田慎一）

【小　山】

小山支部研修会

３月１４日（火）午前１０時から小山城南市民交流センター（ゆめまち）にて小山支部の研修会が行われました。栃木支部からの参加もあり参加人数は１５名となりました。

研修内容は第一部「都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する審査基準について」、第二部「小山市における空家問題の現状と対策について」、第三部「土地利用関係の業務に関するフリートーキング形式での研修」といった盛りだくさんの内容でした。

第一部と第二部は小山市の担当職員を講師に招き、新しく作成した開発行為の許可に関する審査基準と空家等対策協議会について説明をしていただきました。市としても新しい試みだったためか、担当職員の方たちの説明にも熱が入っているのが感じられました。

第三部では稲葉会員を座長として土地利用関係の業務に関するフリートーキング形式での研修となりました。第一部と第二部の内容も踏まえ開発業務に携わっている会員の方たちの話はとても参考になり、今後の業務にも活かせるのではないかと感じております。

（支局長　野村泰紀）

先日、息子が宿題で「長」という漢字を書いていました。

その書き順を見ながら「ん？」と思った私。彼は一画目をタテから書き始めたのです。普段、私は一画目にヨコ、タテは二画目に書いていたので「今の書き順、間違ってない？」と聞くと、「間違ってないよ」と彼は断言します。

どうも納得がいかなかった私は、教科書を見せてもらい書き順を確認したのですが、やはり一画目はタテから書くのが正しい書き方なのでした。子どもの頃に間違えて覚えてしまったのか、何十年も疑いもしなかったので軽いショックを受けた出来事でした。

調べてみると、書き順を間違いやすい漢字というのは結構ありまして、個人的に面白いと思いましたのでいくつかご紹介します。

「座」「発」「収」「成」おまけでカタカナの「ヲ」です。

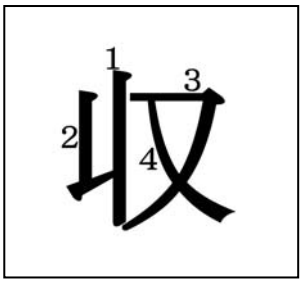

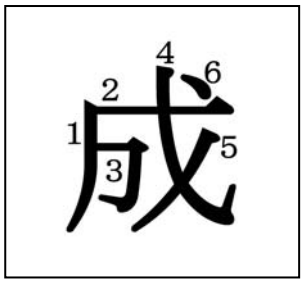

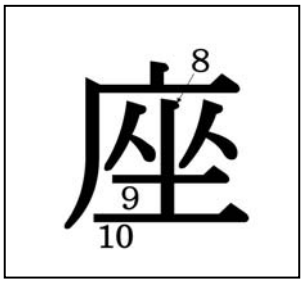

「ヲ」はヨコに二画書いてからタテ、が正しい書き方です。

正しい書き順で書くと、形も整い美しい字が書けると言いますが、長年のクセはなかなか直りそうにありません。

ちなみに、昭和３３年に当時の文部省から「筆順指導の手引き」というものが示されています。これによると「学習指導上に混乱を来たさないようにとの配慮から定められたものであって、そのことは、ここに取りあげなかった筆順についても、これを誤りとするものでもなく、また否定しようとするものでもない」だそうです。実際、広く用いられる筆順が二つある漢字も多いですし、楷書と行書ではまた異なります。結局のところ、完全な正解はないのですね。

とはいうものの、小学生の子にそんなことも言えないので、今回気づいた漢字は直して書けるようにしようかな、と思っています。

（佐野支部支局長　川田有美）

〈広告〉
建設業経営状況分析は
民間分析機関申請受付実績 No.1 （弊社調べ）
ワイズ公共データシステムへ
株式会社ワイズは栃木県行政書士会様と2015年11月16日、
業務提携をさせていただきました。提携先の会員様は新規登録
から5年間、建設業ソフトを無料にてご利用いただけます。

NEW
5年目以降の会員様も含め、年間１件のご申請により
建設業ソフトを翌年も無料でご利用いただけます。
※ワイズ公共データシステムへの経営状況分析申請
Wise PDS ワイズ公共データシステム株式会社 TEL:026-232-1145 営業所:北海道/大阪/福岡
Wise 株式会社ワイズ TEL:026-266-0710

道楽オヤジ倶楽部　その八

「敷島の大和心を人問わば朝日に匂う山桜花」本居宣長の和歌である。俳句のほうでは、「花」といえば「桜」のこと。遠山の金さんの桜吹雪。オッとこれは違うかな。

いずれにしてもパッと咲いてパッと散る、日本人の心情を表現した花でもあるといわれる。今回は「桜」にちなんだ芸能から、おなじみのところをご紹介します。

落語「長屋の花見」

貧乏長屋の一同が、ある朝揃って大家に呼び出された。てっきり店賃の催促だろうと思って恐る恐る行ってみると、ちょうど春の盛りだし、みんなで上野の山に花見と洒落込もうではないかという嬉しい話。しかも酒が三升、卵焼きやら、かまぼこなどつまみまで用意してあるという。

話がうますぎると大家に問いただしたところ、酒肴の中身が酒とは番茶の薄めたもの、かまぼこは大根の切り身、卵焼きはたくあんの漬物。敷物の緋毛氈は藁のむしろであった。一同は大家の命令なので半分やけくそで出かけることに。上野の山に着いての酒盛りは。果たしてどんなことに。

卵焼きをバリバリかじったり、酒に茶柱が立ったりの酒盛りならぬチャカ盛りの様子が面白おかしく語られる。一応サゲらしきものはあるが、途中で切ってもよいので持ち時間に合わせて話すことが多い。今時、寄席に行くと必ず出る季節感のある噺である。

歌舞伎「助六由縁江戸桜（すけろくゆかりのえどざくら）」

ご存じ歌舞伎十八番の一つ。「勧進帳」と並んで上演頻度の多い狂言。

物語

曽我五郎時致は、源氏の宝刀友切丸を詮議するため花川戸の助六と名前を変え、新吉原の廓に入り込み、三浦屋揚巻という全盛の花魁の情夫となっている。揚巻のところへは髭の意休という大尽が、かんぺら門兵衛だの朝顔仙平だのという子分を連れて通って来る。助六の喧嘩沙汰を心配した母の満江と白酒売りに身をやつした兄の十郎は、揚巻のところへ意見を頼みに来て助六の真意を知ることになる。意休は、助六の心を試し、源氏への反逆を進めるがその時抜いた刀が友切丸であった。意休こそ伊賀の平内左衛門という友切丸を盗んだ盗賊であった。助六は意休を殺し、揚巻の機転で友切丸を持って廓を抜け出すのであった（逃げたときに天水桶に身を隠すが、そこには本水が張ってあり、助六が入ると水が溢れて流れ出すという、「水入りの助六」という芝居もあります）。

新吉原の三浦屋格子先だけという、一場だけの芝居であるが、歌舞伎の基本となる立ち役、立女形、二枚目の女形、敵役、老女、端敵など歌舞伎に出てくる役のほとんどが出るテキストのような芝居であり、江戸時代の風俗もうまく描写され、江戸に生きた人間の気質が伝わってくる芝居である。

雑学：「助六寿司」をご存知でしょう。その由来はここにあり。いなり寿司とのり巻の二種類が入っており、いなり寿司の「油揚げ」と海苔巻の「のり巻」から「揚」と「巻」をつなげると「揚巻」になるので、これを「助六寿司」というのだそうですよ。

「十八番」と書いて「おはこ」と読むのは、歌舞伎十八番の台本資料等を箱に入れておいたので、そこから「おはこ」と言うようになったとのことです。

（与太郎）

栃木県行政書士会カレンダー（５月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
8	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
10	水	総務部会	13:30~	総務部
		編集会議	13:30~	広報部
		足利市市民相談室　行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00~16:00	足利支部
		外国人在留資格無料相談 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
11	木	登録説明会	10:00~	総務部
15	月	正副会長、総務部会議	13:30~	総務部
		議長団との打ち合わせ	15:00~	総務部
17	水	申請取次新規受付	13:30~	申取管理委員会
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
18	木	定期総会	10:30~	
		定期大会	16:00~	
		定期総会・定期大会の懇親会	17:00~	
20	土	栃木行政評価事務所主催一日合同行政相談所	10:15~	制度推進部
23	火	登録説明会	10:00~	総務部
24	水	行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
		行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）※要事前予約（先着６名　予約先：行政書士会小山支部　田村晋也　0285-45-0297）	10:00~12:00	小山支部
25	木	行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（先着６名　予約先：行政書士会小山支部　生田目安夫　0285-52-2350）	10:00~12:00	小山支部
28	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
1550	H29.3.2	封印業務の受託に関する準則案等についての意見募集（お願い）
1551	H29.3.2	丁種封印に係る国土交通省通達について（送付）
1560	H29.3.2	適正な価格による工事発注について（周知協力）
1564	H29.3.2	貸切バス事業許可の５年更新制の導入について
事務連絡	H29.3.3	ユキマサくんＬＩＮＥクリエイターズスタンプの販売開始について

1591	H29. 3. 7	成年後見関連団体との連携に関するアンケートの実施結果について
1606	H29. 3. 8	平成 29 年 3 月分会費納入について
1630	H29. 3. 13	成年後見制度に関する自治体への働きかけについて（再通知）
1638	H29. 3. 15	事業承継ハンドブック（仮称）について（周知協力）
1642	H29. 3. 15	被災会員の登録手数料免除措置の取扱いについて
1664	H29. 3. 17	行政書士法人における行政不服申立代理業務における代表者事項証明書の発行開始について（お知らせとお願い）
1685	H29. 3. 23	全国ＯＳＳ担当者会議の開催結果について
1686	H29. 3. 23	第三業務部業務開拓部門事業に関するアンケート結果について（報告）
1690	H29. 3. 27	「審査請求のしかた」の頒布について
	H29. 3. 27	「ＡＤＲでトラブル解決！ユキマサくん」リーフレットの送付について
1706	H29. 3. 27	丁種封印に係る委託申請書について
1264	H29. 3. 31	日本貿易振興機構「新輸出大国コンソーシアム」における届出済行政書士の活用について
1729	H29. 3. 31	権利義務事実証明に関する文例集の改訂について
1730	H29. 3. 31	行政書士のための犯罪収益移転防止法「本人確認ハンドブック」（平成 29 年 3 月改訂）のデータの送付について

立地適正化計画の作成公表に係る届出制の周知依頼について
～県土整備部都市計画課より～

標記の件について、県土整備部都市計画課より周知依頼がありました。

宇都宮市、那須塩原市、下野市において、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」が作成され、平成２９年３月３１日付けで公表・届出の手続きを開始しています。

市が「立地適正化計画」を公表した場合、都市機能誘導区域外に誘導施設の建築等を行う場合は事前に市への届出が必要になります。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

立地適正化計画の基づく届出の周知について
～下野市都市計画課より～

下野市では、平成２９年３月３１日付で「下野市立地適正化計画」を策定し、公表し、都市機能誘導区域を設定しました。

これに伴い、設定された誘導施設を都市機能誘導区域外に建築等する際には、事前の届出が必要になります。

平成２９年地価公示結果に係る資料について
～栃木県総合政策部地域振興課より～

標記の件について栃木県総合政策部地域振興課より案内がありました。

この資料は、栃木県のホームページから印刷可能です。（下記ＵＲＬ参照）

［栃木県ホームページ　地価公示結果］

http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/town/tochi/chika/kouji.html

道路工事施行承認申請等における添付書類の一部変更について
～宇都宮市より～

宇都宮市建設部道路管理課より、標記について周知依頼がありました。

１　対象となる申請

道路工事施行承認申請，道路占用許可申請，法定外公共物工事施行許可申請及び法定外公共物占用許可申請における合併浄化槽排水管接続に係るもの

２　変更内容

変更前	合併浄化槽排水管の接続先が側溝（水路兼用側溝は除く。）の場合においても，水利権関係人との協議書等（同意書）の添付を要する。
変更後	合併浄化槽排水管の接続先が側溝（水路兼用側溝は除く。）の場合においては，水利権関係人との協議書等（同意書）の添付を要しないこととする。 　なお、合併浄化槽排水管を法定外水路に直接接続する場合は、水利権関係人との協議書等を要する。

３　適用開始年月日

平成２９年４月１日

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

継続検査ＯＳＳ申請に係る申請時間等について（協力依頼）
～関東運輸局自動車技術安全部より～

関東運輸局自動車技術安全部より、標記について周知依頼がありました。

平成２９年４月１日から保安基準適合証が電子化されることに伴い、継続検査ＯＳＳによる申請が開始されます。

継続検査にあっては使用の本拠の位置を管轄する支局等以外でも受検が可能なため、支局間等のＯＳＳ申請に係る処理時間の相違によるトラブル防止及び申請者の利便性向上のため、継続検査に係るＯＳＳ申請の審査時間等を以下のとおり定め、管内各支局等に通知がされております。

○　ＯＳＳ申請の受付審査及び手数料納付確認時間

午前：　９:００、１０:００、１１:００、１１:４５

午後：１３:００、１４:００、１５:００、１６:００※１

※１　１６:００は受付審査のみ実施

※２　業務の都合上、上記時間に処理できない場合があります。

制度推進部より

東京入国管理局における取次申請予約時間について
～東京入国管理局より～

標記の件について、東京入国管理局審査管理部門より周知依頼がありました。
東京入国管理局から届出済み証明書を所持する行政書士・弁護士を対象に行っている取次申請予約制について、予約件数の急増により、３月２８日以降は回答期限を１６時から１６時３０分に変更になります。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について
～栃木県廃棄物対策課より～

栃木県廃棄物対策課より、標記について周知依頼がありました。
本年４月１日より適用となります。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の改正について

１　改正内容

以下の添付書類を不要、省略としました。

（１）印鑑証明書

すべての申請において印鑑証明書の添付を不要としました。

（２）別紙３　駐車場の概要

法人・個人申請とも、更新、変更の申請において、別紙３の添付を省略としました。（内容に変更がある場合は、別紙３を含む変更届が必要です。）

（３）別紙５　収集運搬車両の写真

法人・個人申請とも、更新、変更の申請において、別紙５の添付を省略としました。（自動車車検証の写し、車検証で使用権原確認できない場合の賃貸借契約書等の写しは引き続き添付が必要です。）

（４）別紙６　収納容器及び運搬機材の写真

法人・個人申請とも、更新、変更の申請において、内容に変更のない場合に限り、別紙６の添付を省略としました。ただし、変更申請で、変更に係る追加の品目に関する収納容器等については、別紙６が必要です。

（５）別紙９関連　組織図

法人の役員、使用人で、規定の講習会修了者の位置付けを示すための組織図の添付を廃止し、これに代え、別紙９において（文章で）当該役員等の組織での位置づけを説明してください。

（６）別紙１－１関連　運搬先処分業者の許可証の写し

すべての申請において、別紙１－１事業計画の概要を記載した書面に添付する「運搬先となる処分業者の許可証の写し」の添付を不要としました。

２　施行期日

平成２９年４月１日から適用します。

申請様式等ダウンロード等は、県のホームページをご覧ください。
［栃木県ホームページ産業廃棄物収集運搬業の許可申請について］
http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/unpankyokasinnsei.html
その他の詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

政連だより

高根沢町長選挙に関して

任期満了に伴う高根沢町長選挙が、３月２１日告示、同２６日投開票のスケジュールで実施されました。この選挙には本連盟会員で栃木県行政書士議員連盟幹事の齋藤誠治氏が立候補しておりましたので、経過についてご報告します。

日頃より、行政書士の地位向上のために本連盟の活動にご協力いただいておりました高根沢町議会議員の齋藤会員から、町長選挙に立候補する旨の正式な連絡がありましたのは２月２０日でありました。その時は既に現職の町長が立候補を表明しておりましたので、選挙戦を覚悟の上のご決断であり、町政に対し改革の決意が感じられました。これまでの貢献も鑑み本連盟ならびに日本行政書士政治連盟は齋藤氏を推薦し、支援していくことを決定しました。

３月７日（火）、高根沢町民ホールで開催された決起大会には、手塚幹事長と私で参加しました。２００人程の支援者が集まり、私も挨拶の機会をいただきました。齋藤氏の決意表明では、郷土である高根沢町に対し、心を込めた６つの提言を力強く示され、改革意識の高さに驚嘆するとともに同じ志を持つ支援者の熱気に圧倒されました。

２１日（火）の出陣式には、行政書士会の横山会長、手塚幹事長と私で参加しました。あいにくの小雨という天気にもかかわらず、大勢の支援者が齋藤候補の出陣に立ち合いました。「町民との信頼関係を一番に考える。町民と手をつなぎ、安心した行政運営をできるように一生懸命やりたい」との第一声を放った齋藤候補の乗る遊説車を声援で見送りました。

報道通り、現職の町長との２名の立候補で一騎打ちとなりましたが、応援の様子からは齋藤候補陣営も引けを取らない盛り上がりで、拮抗している雰囲気でありました。

短期の選挙戦を終え、２６日（日）の開票作業を見守りましたが、４，８６７票対５，６２９票という僅差で敗れてしまいました。しかしながら、４６％を超える町民が齋藤氏の改革を望んでいることは、これからの町政にも大きな影響を与える結果であったと感じます。

町議会議員という職を辞してまで町政の改革に挑み、一石を投じた齋藤氏の志を称え、今後のご活躍を祈念いたします。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

斉藤たかあき後援会「春のつどい」に参加して

去る３月２５日（土）午後６時から宇都宮市内のホテルで行われた標記の会は斉藤氏の「栃木県議会議員活動１０周年記念」も併せた集まりでもあり、約３００人の参加者数でありました。

開会のあと、福田昭夫民進党県連代表の祝辞があり、本人挨拶の中では『民進党の伸びもないが、やはり一強ではだめである。２党が競り合う政治が必要である』と述べられたあと、県においては初の開催となる自転車国際ラインレース「ツール・ド・とちぎ」、「第２回『山の日』記念全国大会ｉｎ那須２０１７」、１１月開催の「第３７回全国アビリンピック」や「第５５回技能五輪大会」を成功させると同時に観光客の誘致に力を注いでいるとのことでした。

午後９時３０分、ガンバロー三唱の後お開きとなりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

民進党栃木県総支部連合会「第２回定期大会」に参加して

去る３月２６日(日)午前１０時から宇都宮市内で行われた標記の大会に参加しました。総勢では３００人を超える数でありました。

民進党本部からは幹事長代理の玉木雄一郎衆議院議員が祝辞を述べられました。「今、とにかく森友学園問題が騒がれておりますが、今国会においての事の次第では今週中に何か異変が起こる可能性があります」と、国政の動きを流暢に話されました。さすがという感がしました。

その後に祝辞の機会をいただき、役割を果たして参りました。これを以って、党員以外は退席となりましたことを報告いたします。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

～コスモスとちぎより～

「コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会」開催のお知らせ

主催　（一社）コスモス成年後見サポートセンター
栃　木　県　支　部

６月から７月まで全５回の予定で、成年後見研修会を開催します。

・全５回の受講で基礎から実務、事例まで学べます。

・研修で使用するＤＶＤは（一社）コスモス成年後見サポートセンターで制作した全国統一の内容です。

・５回の研修後、効果測定に合格すると、（一社）コスモス成年後見サポートセンター栃木県支部に入会できます。
栃木県行政書士会の役員の方は一人でも多く研修を受講されまして、コスモスとちぎに入会されまして活躍されることを期待いたします。なお、修了者は一人でもコスモスへの入会は可能です。
すでに入会前研修を受講して、コスモスに入会しないで有効期間の２年を経過してしまった方で入会を希望する方は再受講が必要となりますので、申込みをしてください。

○日程、内容、時間

実施回	研修日	科目（内容）	講義時間	開始時刻 終了時刻
第１回	6月　3日（土）	行政書士と成年後見活動（倫理）	3	9:30～12:40
		成年後見制度概論	3	13:30～16:40
第２回	6月17日（土）	法定後見制度の基礎と実務	3	9:30～12:40
		任意後見制度の基礎と実務	3	13:30～16:40
第３回	7月　1日（土）	財産管理の実務	1.5	9:30～11:00
		身上監護の実務	1.5	11:10～12:40
		認知症に関する基本理解	1.5	13:30～15:00
		知的障がい及び精神障がいに関する基本理解	1.5	15:10～16:40
第４回	7月15日（土）	高齢者福祉の基礎	1.5	9:30～11:00
		障害者福祉の基礎	1.5	11:10～12:40
		成年後見制度に関する諸制度 補則説明	3	13:30～16:40
第５回	7月29日（土）	法定後見事例研究	3	9:30～12:40
		任意後見事例研究	2	13:30～15:35
		効果測定（テスト）	1	15:50～16:50

※第１回（6/3）のみ開講式と研修会の説明を 9:15～9:30 に実施するため、9:15 までに集合願います。
また、昼食は各自ご用意下さい。

○会場＝栃木県行政書士会館　２階会議室
○講師＝(一社)コスモス成年後見サポートセンター理事　粂　智仁　講師（ＤＶＤでの講義）
○受講料＝１３，０００円（３０時間の研修＋テキスト代（全 334 頁）＋効果測定料）。
第１回の研修日（６月３日）に徴収致します。テキストもその日に配布します。
○申込み＝下記の申込書に必要事項を記入の上、コスモスとちぎ事務局宛にＦＡＸでお申し込み下さい。
申込みは５月１５日（月）まで。テキスト発注の都合で締切日以降は受付不可。
また、途中回からの申し込みは受け付けていません。

（申し込み締切日＝5/15・ＦＡＸ送信先＝0288-22-4097）

「成年後見研修会」（Ｈ２９．６～）参加申込書

平成　　年　　月　　日

事務所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支部名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　会員名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

FAX＿＿＿＿＿＿＿＿

※　研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

第28回全国女性行政書士会交流会の案内が届きました。
「研修会講師のプロフィール」「オプショナルツアーの内容」「参加申込書の文書」は、
栃木県行政書士会事務局にありますので、ご希望の方はお問い合わせ下さい。

第28回全国女性行政書士交流会 IN 宮城　へのご招待

やわらかな春の日差しがうれしい季節になってまいりました。女性行政書士の皆様方におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。

本年も全国の女性行政書士同士、親睦をはかるとともに、各地の情報交換などに花を咲かせるべく、交流会を開催いたします。「被災地の応援に行きたい！」そんなお声を受け、今年の交流会は福島・宮城・岩手の３県合同開催にて執り行います。場所は日本三景の一つ松島です。学びと交流、温泉と景観でリフレッシュ。素晴らしい仲間づくりの場として皆様のご参加をお待ちしております。どうか、東北被災地に皆様のお力をお貸しください！

実行委員代表　福島：丹野豊子、岩手：細川榮子、宮城：中本奈美

日　時　平成29年７月９日（日）～10日（月）

場　所　松島センチュリーホテル
〒981-0213　宮城県宮城郡松島町松島字仙随８　TEL：022-354-4111（代）

アクセス　仙台駅 から JR仙石線 30分 松島島海岸駅 下車 徒歩10分

■JR・送迎シャトルバス時刻表（その他必要な方は、ホテルへお電話ください）

	仙台駅発（JR）	松島海岸駅着（JR）	松島海岸駅発（バス）
一日目	11：22	12：01	12：15
	12：22	13：02	13：15

スケジュール（予定）

７月　９日（日）　申し込み先着100名様
　１３：３０～　ホテルにて受付
　１４：３０～　開会（研修会・震災への想いスライド上映・記念撮影　ほか）
　１８：３０～　懇親会（仙台スズメ踊り、震災チャリティソング合唱　ほか）

７月　１０日（月）　それぞれ申し込み先着４０名様
　OPツアーA　被災地コース　復旧・復興途上の被災地を語り部と歩くコース
　OPツアーB　松島コース　遊覧船・瑞巌寺など、日本三景松島堪能コース

※ 講師は、「無戸籍の日本人」の著者である井戸まさえ氏にお願いしております。
※ １日目のみ・２日目のみのご参加も可能です。
※ 松島の湯で日頃の疲れを癒してください。（日帰りの方も自由時間に入湯可）。

お申し込み
締　切：平成29年４月30日
宮城代表：中本奈美
ＦＡＸ：０２２９－２６－２９９０
Ｅメール（お申込専用）：
ｍｊｋ０７０９@ｍｂｒ.ｎｉｆｔｙ.ｃｏｍ

参加申込書の書式は栃木県行政書士会事務局にありますので、ご希望の方はご連絡ください。

財務経理部からのお知らせ

４月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。
なお、会費については４月末日までに４月～６月分までの会費を納めることとなっております。（当会会則第 20 条第３項）
皆様の御協力をお願い致します。

引落し日

T-NET 申込の方、ゆうちょ銀行引落の方 → ４月 27 日（木）

上記以外の方 → ４月 25 日（火）

栃木県行政書士会会則
第 20 条第３項　会費は、３か月を１期とし、４期に分納するものとし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日（今回は第１期分に該当します。）

●第１期分（４月～６月）	→	４月末日
第２期分（７月～９月）	→	７月末日
第３期分（１０月～１２月）	→	１０月末日
第４期分（１月～３月）	→	１月末日

平成２９年度「栃木県行政書士会 定期総会」「栃木県行政書士政治連盟 定期大会」～開催のお知らせ～

日　時：平成２９年５月１８日（木）
　　午前１０：３０～　定期総会
　　午後　４：００～　定期大会
　　午後　５：００～　懇親会
場　所：「ホテルニューイタヤ」
　　宇都宮市大通り２－４－６
　　TEL　０２８－６３５－５５１１

※開催通知、資料、出欠回答はがき等は４月２８日に発送予定です。

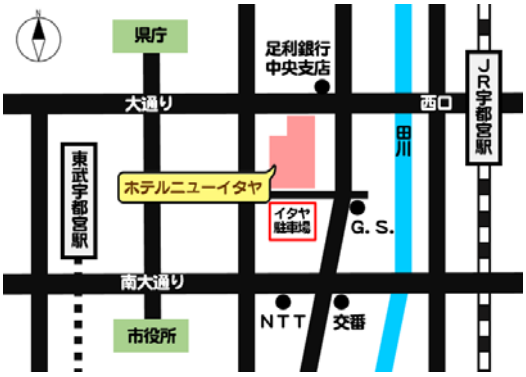

〈広告〉

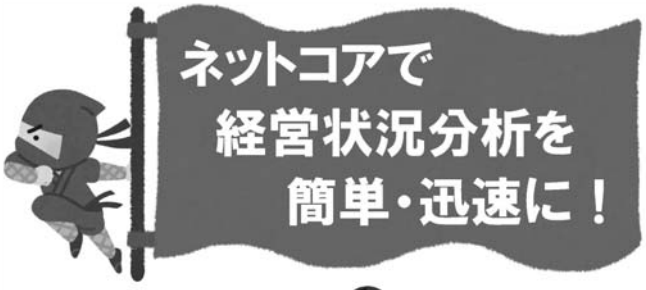

【分析手数料】
13,000円（税込）
※郵送料不要
（簡易書留郵便：450円～720円）

信頼・スピード・親切！

電子申請　運用開始
郵送の時間がかからず、24時間申請していただけます。

お急ぎでも料金一律
特にお急ぎの場合はご相談ください。

経審申請書類作成システム
最新版をメールにて無料でご提供いたします。

Net-Core
国土交通省登録経営状況分析機関（登録第8号）
Tel:028-649-0111　Fax:028-649-0303
〒320-0857　宇都宮市鶴田2-5-24　クレインズ21　1F-A
詳しくは株式会社ネットコアで検索！
株式会社ネットコア　検索

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	鹿沼 安納　孝博	H29. 3. 1	322-0039	行政書士安納孝博事務所 鹿沼市東末広町 1075-6	0289-64-6770	
	小山 小山　淳一	H29. 3. 1	329-0105	行政書士小山淳一事務所 下都賀郡野木町大字川田字北坪 631-12	0280-33-3299	
	宇都宮 髙橋　徹	H29. 3. 15	321-0934	髙橋徹行政書士事務所 宇都宮市簗瀬 4-1-4 ヤナゼテナントB	028-666-6367	
	芳賀 柴　伸彦	H29. 3. 15	321-4361	柴行政書士事務所 真岡市並木町 3-11-10	0285-82-3615	
	宇都宮 田口　裕行	H29. 3. 15	321-0973	イーハトーヴ田口行政書士事務所 宇都宮市岩曽町 1169-1 あさひレジデンス五番館 1 階 101 号室	028-612-5795	

【退　会】上岡由一会員のご冥福をお祈りいたします。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
佐野	上岡　由一	H29. 2. 28	死亡	小山	細川　幸義	H29. 3. 14	廃業
栃木	寺内　三雄	H29. 3. 29	廃業	宇都宮	鍋島　勝子	H29. 3. 31	廃業

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
栃木	板倉　安秀	所在地	栃木市吹上町 691-1
栃木	板倉　優	所在地	栃木市吹上町 691-1

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（３月）	１名
更新申出（３月）	０名
有効期限切れ（２月末）による減少	２名
申請取次行政書士（３月末現在）	１０９名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）
　次回の予約締切日：4 月 28 日（金）　受付日：5 月 10 日（水）時間は予約時に案内します。
※更新の書類締切は毎月 15 日です。
　詳細は、会のホームページ－会員専用ページ－各種データ－事務局関連　をご覧ください。

広報部より

先日、市の子宮がん、乳がん検診に行ってきました。正直、子宮がん検診は何度受けても抵抗があります。それでも、早期発見の為に毎年必ず受けています。忙しい日々の中でがん検診はどうしても後回しにしがちですが、自分や家族にとって、とても大切なことです。最近、検診に行ってないなと言う方は是非行ってください。未来の自分と家族の為に。

（広報部専門部員　羽石真弓）

行政書士とちぎ４月号 No.484

発行人　栃木県行政書士会　会長　横山 眞
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2017.4
平成29年4月15日発行
第484号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省・栃木県

特定行政書士が誕生しました

平成28年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金 9:00～17:00 年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（まるくいく）

マスコットキャラクター アドちゃん